

証券コード 6131
2023年 6月14日
(電子提供措置の開始日2023年 6月 7日)

株 主 各 位

東京都品川区西五反田五丁目 5 番15号
浜 井 産 業 株 式 会 社
取締役社長 武 藤 公 明

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第97回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.hamai.com/ir/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記のウェブサイトにてアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日の出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁から4頁の「ご案内」をご参照のうえ、2023年6月28日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2023年6月29日(木曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都品川区西五反田五丁目 5 番15号
当社本店 2 階会議室 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第97期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告の内容及び連結計算書類の内容及びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第97期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件 |

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を除いております。

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎当社は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主のみなさまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎感染症予防措置として、当社運営スタッフはマスク着用で対応させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

総会ご出席者へのおみやげは用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネット



当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

書 面



議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

株主総会ご出席



議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

詳細は次頁をご参照ください。

行使期限

2023年 6月28日(水)
午後5時30分までに行使

行使期限

2023年 6月28日(水)
午後5時30分までに到着

株主総会開催日時

2023年 6月29日(木)
午前10時

インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- ・ 議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- ・ パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・ インターネットによる方法と議決権行使書用紙の郵送の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

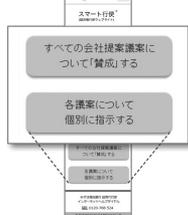
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載されたスマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコードを読み取ってください。



※QRコードは株デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

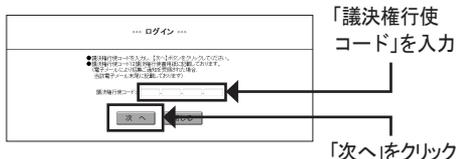
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

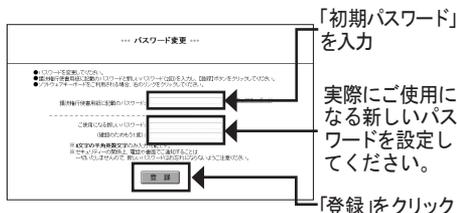
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
0120-768-524

インターネットヘルプダイヤル
受付時間
年末年始を除く午前9時～午後9時

事 業 報 告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の波はあったものの、年度後半にかけては人びとの行動や海外との往来などへの制限が大幅に緩和され、経済活動は正常化に向け緩やかな回復の兆しが見られました。一方で、世界的な金融引き締めによる金融不安や為替相場の乱高下に加え、ロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴う資源・エネルギー価格の高止まりや米中間の対立などにより、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

こうした状況の下、当社グループは引き続き、新規顧客の開拓や販売力の更なる強化、並びに生産性の向上に向けた生産改革に積極的に取り組み、部材の高騰を業務の効率化によって吸収する努力を続けてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は6,916百万円（前年同期比6.8%増）、営業利益は604百万円（前年同期比14.6%増）、経常利益は584百万円（前年同期比14.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は641百万円（前年同期比12.3%増）となりました。

なお、セグメント別では、当社グループは、1工場で作業機械の製造を行い、販売するという単一事業を展開しております。

そこで、セグメント別の「工作機械事業」としては、上記のとおりですが、以下「機種別」に市場動向、販売状況等を補足させていただきます。

①ラップ盤

国内外において、直径300ミリ半導体シリコンウエーハ加工用装置の売上が牽引しました。また、SiC（炭化ケイ素）をはじめとするパワー半導体ウエーハや光学関連部品の加工用装置の売上也寄与しました。自動車部品をはじめとする金属部品加工用ファイングライディングマシンの販売はやや伸び悩んだものの、売上高は3,334百万円（前年同期比26.3%増）となりました。

②ホブ盤、フライス盤

ホブ盤では、国内外の釣具関連部品加工用装置の販売が堅調に推移しましたが、中国市場において、各種減速機や電動工具に使われる歯車加工用装置の売上が一時的に伸び悩みました。E V向歯車加工用の需要は増加傾向にあるものの、フライス盤の需要も伸び悩み、売上高はあわせて1,504百万円（前年同期比26.0%減）となりました。

③部品、歯車

半導体シリコンウエーハ加工用の部品・消耗部品の販売が堅調に推移しました。ガラスハードディスク基板などの光学部品加工用の部品・消耗部品の販売はやや伸び悩んだものの、売上高は2,077百万円（前年同期比15.3%増）となりました。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の業績並びに財務体質の強化と今後の事業拡大に必要な内部留保の充実等を勘案したうえで、2023年5月15日開催の取締役会決議により、1株につき25円とさせていただきます。

今後とも株主のみなさまのご支援に報いるための配当等の実施を常に念頭に置き、業績の進展に取り組んでまいりますので、引き続きご支援のほど、お願い申し上げます。

次に機種別受注高及び売上高は下記のとおりであります。

機種別受注高及び売上高

機 種	受 注 高	売 上 高
ラ ッ プ 盤	7,838,496	3,334,650
ホ ブ 盤	941,743	1,462,542
フ ラ イ ス 盤	32,000	42,000
部 品	2,646,491	2,061,194
歯 車	15,335	16,093
合 計	11,474,066	6,916,480

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は47百万円であり、その主なものは、工具、器具及び備品22百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当社は資金の機動的かつ安定的な調達に向け、2022年9月に取引金融機関5行と総額1,800百万円のシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結いたしました。

なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの中長期的に取り組むべき課題は、以下のとおりであります。

①販売体制及びテクニカルサービス体制の拡充

現在、現地法人を置いている中国に続き、台湾、ベトナム、インド、インドネシア等のアジア市場、及び北米市場等の新しいマーケットにおいて、テクニカルサービス体制の構築を含む有力代理店網の組成に取組中であります。

②お客様のニーズに沿った新製品の開発、及び既存製品の改良改善

主力製品のラップ盤については、半導体シリコンウエーハ加工用のみならず、S i C（炭化ケイ素）などのEV向パワー半導体素材、A l N（窒化アルミニウム）、G a N（窒化ガリウム）をはじめとする新素材を加工し得るラップ盤の開発・販売に、より積極的に取り組んでまいります。併せて後工程への自動化も提供してまいります。

また、ホブ盤につきましても、新製品の新型ホブ盤を釣具関連部品、電動工具用歯車、各種減速機用歯車、EV用歯車等の加工用として提供してまいります。

③海外営業部門・技術部門の人材拡充と営業・生産現場における人材の育成

各部門への人材拡充は、継続して実施しております。併せて技術・技能（含むノウハウ）の伝承、若手人材の育成についても引き続き、積極的に取り組んでまいります。

④適正な製品売価への見直し、及び原価低減諸施策の実施による収益力の向上

適正な製品売価への見直しを適宜適切に実施しており、また、原価低減諸施策につきましても、「工場体質改善プロジェクト」の一環として常時取り組んでおり、一定の成果が上がってきております。今後は、現在取組中の上記活動をより強力で推進し、一層の生産性向上に取り組み、安定した収益を確保できるように注力してまいります。

⑤環境への負荷の少ない企業活動を通じた企業価値の向上

環境I S Oの活動を展開中ではありますが、C S R活動にもつなげて拡大することによって、企業価値の向上を実現してまいります。また、サステナビリティの実現に向け、サステナビリティ委員会を発足させ、サステナビリティ基本方針のもと、S D G sについて、各部門ごとに課題を設定し、積極的に取組中であります。

以上の取組を通じて、一層の業績進展、企業価値向上に努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後ともより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第94期 (2020年3月期)	第95期 (2021年3月期)	第96期 (2022年3月期)	第97期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
受 注 高 (千円)	3,717,821	4,857,595	10,134,461	11,474,066
売 上 高 (千円)	5,595,819	5,771,025	6,475,127	6,916,480
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	349,981	430,243	571,075	641,439
1株当たり当期純利益 (円)	101.69	125.01	171.94	195.97
総 資 産 (千円)	8,251,800	7,121,125	7,484,415	9,218,582
純 資 産 (千円)	1,211,095	1,765,032	2,079,832	2,680,943

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第96期の期首から適用しており、第96期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第94期 (2020年3月期)	第95期 (2021年3月期)	第96期 (2022年3月期)	第97期 (当事業年度) (2023年3月期)
(千円) 受 注 高	3,708,787	4,853,912	10,073,215	11,441,928
(千円) 売 上 高	5,586,784	5,767,342	6,413,880	6,884,342
(千円) 当 期 純 利 益	371,930	414,690	511,272	664,022
(円) 1株当たり当期純利益	108.06	120.49	153.93	202.87
(千円) 総 資 産	8,223,915	7,079,953	7,338,271	9,106,969
(千円) 純 資 産	1,200,705	1,738,386	1,982,444	2,599,420

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除して算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第96期の期首から適用しており、第96期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金又は出資金	当社の出資比率	主要な事業内容
哈邁機械商貿（上海）有限公司	50,000千円	100%	工作機械事業
ハマイエンジニアリング株式会社	10,000千円	100%	工作機械事業

(7) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び連結子会社（哈邁機械商貿（上海）有限公司、ハマイエンジニアリング株式会社）の計3社で構成され、ラップ盤、ホブ盤、フライス盤、レンズ加工機、マシニングセンタ、その他の工作機械の製造販売を行っております。

事業分野においては、工作機械に関する単一の事業分野であり、主要な製品の用途及び販売先主要業種は、次のとおりであります。

中国上海の哈邁機械商貿（上海）有限公司は、中国市場において当社の製品販売と修理等のテクニカルサービス業務を行っております。

なお、ハマイエンジニアリング株式会社は、現在、休眠会社であります。

機種	用途	販売先主要業種
ラップ盤	精密研磨加工	半導体ウエーハ・ガラスハードディスク基板・水晶振動子・各種光学部品材料等の加工業及び製造業、自動車部品加工業
ホブ盤	歯車切削加工	自動車部品加工業、減速機・電動工具・鈎具・OA機器等の製造業
フライス盤	鋼材等の加工	金型製造業
レンズ加工機	レンズ加工	デジタルカメラ・カメラ付携帯電話向等のレンズ製造業及び加工業
マシニングセンタ	金型加工・自動車等の部品加工	金型製造業、自動車部品加工業

(8) 主要な営業所及び工場等

① 当社

名 称	所在地
本 社	東京都
東 京 営 業 部	東京都
海 外 営 業 部	東京都
東 日 本 営 業 部	栃木県
大 阪 支 店	大阪府
足 利 工 場	栃木県

② 子会社

会 社 名	所在地
哈邁機械商貿（上海）有限公司	中 国
ハマイエンジニアリング株式会社	東京都

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
113名(42名)	3名増(-)

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
102名(42名)	3名増(-)	40.2歳	15.3年

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
	千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	399,284
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	208,930
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	197,280
株 式 会 社 足 利 銀 行	139,286
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	106,786
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	50,000
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	23,249
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	22,000

2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,272,995株（自己株式189,405株を除く。）
- (3) 株主数 3,929名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
株 式 会 社 F U J I	320,900	9.80
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	246,000	7.51
浜 井 産 業 取 引 先 持 株 会	155,500	4.75
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	132,300	4.04
武 藤 公 明	100,860	3.08
フ ァ ナ ッ ク 株 式 会 社	75,000	2.29
株 式 会 社 K M エ ン タ プ ラ イ ズ	50,000	1.52
J F E エ ン ジ ニ ア リ ン グ 株 式 会 社	47,000	1.43
井 原 伸 介	40,000	1.22
越 智 通 武	34,900	1.06

(注) 上記のほか当社所有の自己株式189,405株があります。なお、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 役員の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	武 藤 公 明	
常 務 取 締 役	山 畑 喜 義	管理担当兼経理部長
取 締 役	小野塚 隆	足利工場長兼技術本部長
取 締 役	柏 瀬 高 志	営業本部長
取 締 役	関 谷 高 志	生産本部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	森 田 淳一郎	
取 締 役 (監査等委員)	政 木 道 夫	弁護士
取 締 役 (監査等委員)	青 木 眞 徳	

- (注) 1. 取締役森田淳一郎氏、取締役政木道夫氏及び取締役青木眞徳氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、森田淳一郎氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役森田淳一郎氏、取締役政木道夫氏及び取締役青木眞徳氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用等につき、総額100百万円までの限度で損害を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役8名及び執行役員(従業員資格)3名の計11名であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る役員の報酬等

① 役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1) 役員報酬等の決定方針

役員報酬等の決定方針は、取締役会からの報酬案の諮問に対する、任意の指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役報酬等は取締役会の決議により、取締役(監査等委員)報酬等については監査等委員会の決議により決定しております。

2) 役員報酬等の基本的考え方

当社の役員報酬等については、企業業績と企業価値の継続的な向上に資することを基本とし、企業理念及び企業の存立目的の実現を達成しうる優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社役員に求められる役割と責任に見合った報酬水準ならびに報酬体系となるように制度設計をしております。

3) 役員報酬等の内容

取締役報酬は基本報酬(賞与を含む。)のみであり、年額150百万円以内であります。また、取締役(監査等委員)報酬は基本報酬のみであり、年額50百万円以内であります。

基本報酬の水準は外部専門機関の調査による他社水準を参考に、任意の指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、答申を受け、その答申内容を踏まえ取締役会、監査等委員会にて決定しております。また、賞与は、当社の連結業績に応じて、各取締役の役位、担当部門の業績を勘案し、任意の指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、答申を受け、その答申内容を踏まえ取締役会にて決

定しております。

4) 役員個人の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

役員個人の報酬等の内容の決定に当たっては、任意の指名・報酬諮問委員会が原案に基づいて決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会に答申しており、取締役会も基本的にその答申を尊重しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 役員報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額は、2016年6月29日開催の第90回定時株主総会において年額150百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。

当社監査等委員である取締役の報酬の額は、2016年6月29日開催の第90回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③ 役員報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬額等	
取締役 (監査等委員 である取締役 を除く。) (うち社外取 締役)	98,186 (-)	98,186 (-)	-	-	5 (-)
監査等委員で ある取締役 (うち社外取 締役)	19,200 (19,200)	19,200 (19,200)	-	-	3 (3)

(注) 上記の他、第81回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給額の未払残高が、取締役2名に対して1,710千円（社外取締役に對するものはありません。）あります。

(5) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役 (常勤監査等 委員)	森 田 淳一郎	当事業年度に開催された取締役会12回のうち、12回に出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のうち、13回に出席している他、その他の社内の重要会議にも出席し、業務執行を常にモニタリングすると同時に、経営上のリスク管理及び監査上の観点からの発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	政 木 道 夫	当事業年度に開催された取締役会12回のうち、12回に出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のうち、13回に出席している他、法令遵守の観点及び企業社会全般にかかわる法令上の観点から当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	青 木 眞 徳	当事業年度に開催された取締役会12回のうち、11回に出席し、経営上の疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のうち、12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項等の協議を行っております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

② 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役には業務執行者から独立した客観的な立場で経営のチェック及び監視機能を果たしていただく他、法律面、経営管理面及び生産管理面等の様々な専門分野における豊富な知識から、当社の問題点等の指摘及び指導をしていただく役割を期待しておりますが、当社取締役会において当該視点からの極めて有益な発言をいただくとともに、社外取締役のみで構成される監査等委員会から取締役会に対して「経営の提言」を提示いただいております。内部統制上の問題点があると思われる場合には、担当業務執行取締役に内容を質すなど、経営のチェック及び監視機能を十分に果たしていただいております。

(6) 指名・報酬諮問委員会の活動状況

指名・報酬諮問委員会は、2022年6月に第97期の役員の報酬等に関する審議を1回、2023年2月に取締役候補者の選任及び執行役員の選任についての審議を1回開催し、その結果を取締役に答申しております。

(7) 取締役会の実効性評価

当社は、毎年、役員の自己評価等の方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしております。当事業年度においては、役員へのアンケート調査を実施し、その結果を2023年3月開催の取締役会にて報告、今後の課題や経営戦略について議論を行いました。その結果、取締役会の運営については、従来同様、議題に対する適切な意見の表明等がなされ活発な議論が行われていることが確認されました。一方でさらなる成長に向けた長期的な経営戦略の議論をさらに充実させていくことが必要であるとの認識をあらためて共有することができました。当社は、本実効性評価を踏まえて、取締役会の実効性をより高めていくべく不断の努力をしてまいります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

八重洲監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
会計監査人としての報酬等の額	26,700千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,700千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由は、監査等委員会は、会計監査人の報酬等の前提である監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内各部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえで、妥当なものと判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、当社が定める「会計監査人の評価基準」に基づき評価した結果、再任が否決された場合の他、会計監査人が会社法・公認会計士の法令に違反・抵触した場合及び会計監査人の職務遂行の適正が確保されないと判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の内部統制システムは、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、社長を委員長とする「内部統制委員会」が設置され、内部統制システムの構築を統括・推進し、内部監査室が補佐・検証する体制としております。

この「内部統制システムの整備に関する基本方針」は、2006年5月に取締役会の決議により制定以来、整備の進捗に合わせて内容の加除・改訂を行っております。

具体的には、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が2015年5月1日より施行されたことに伴い、それ以前の2015年4月27日開催の当社取締役会の決議により、法令の趣旨を踏まえて、当社グループの業務の現状に即した見直しにより、実効性のあるものへと改訂しております。

また、2016年6月の監査等委員会設置会社への移行に伴い、2016年8月29日開催の当社取締役会にて、体制移行に伴う必要な条文の修正も実施済みであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役・従業員を含めた行動規範として創業以来の経営理念を盛り込んだ「基本方針」があり、これの遵守を徹底することが極めて重要であると考えております。

取締役に関しては、「取締役会規則」が定められており、取締役会を毎月1回開催することを原則に、必要に応じ随時開催し、取締役間の意思疎通をはかるとともに、相互に業務執行を監督することにより、その適切な運営が確保されております。

加えて、必要に応じ、外部の法律等の専門家を起用して法令・定款違反行為を未然に防止する体制を構築しております。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行については、「監査等委員会規則」に則り監査等委員会の定める監査の方針及び分担にしたがい、各監査等委員の監査対象になっております。

取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正をはかる体制としております。

当社の「コンプライアンス基本規程」の遵守は当然ながら取締役も対象として

おり、これらの報告行為を義務化しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令等の定めに基づき、適切かつ確実に保存・管理することとし、10年間は閲覧可能な状態を維持しております。

また、重要な意思決定経緯及び報告に関して、文書の保存及び廃棄に関する「文書管理規程」を制定し、実施しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社は、業務執行に係る主要なリスクとして、「単一の製造拠点」「製造物責任」「知的財産権の侵害」「情報システム管理」「経済状況の激変」「財務制限条項抵触」等のリスクを認識しており、その把握と管理については、個々の分掌担当部署にて責任を持って対応することとしております。

加えて、取締役会での集中的検討ならびに内部監査室による指摘・改善指導等も推進しております。

また、日常の活動の中で対応できる課題については、当該部署の「業務計画」の項目に挙げ、PDCAサイクルをもってリスクの減少に努めております。

2) 経営危機につながる不測の事態が発生した場合には、「緊急対応規程」に基づき、社長を本部長とする対策本部を設置し、全社を挙げて対応する体制となっております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催することを原則に、必要に応じ随時開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、「総合連絡会議」等での検討を踏まえ、社長、主要役員ならびに担当役員による審議を経て、取締役会にて執行決定を行っております。

2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織・分掌ならびに権限規程」においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細を定めております。

また、年度ごとの「経営計画」の策定により経営目標の明確化をはかり、さらに各部の「業務計画」にブレークダウンして、PDCAサイクルをもって、推進しております。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) コンプライアンス体制の基礎として、創業来の経営理念をあらわした「基本

方針」ならびに「コンプライアンス基本規程」を制定しております。

なお、必要に応じ、コンプライアンス研修を行っております。

2) 内部監査部門として、執行部門から独立した「内部監査室」を設置しており、コンプライアンス体制の整備・維持、ならびに評価を行うこととしております。

また、金融商品取引法及びその他の法令に基づき、財務報告の適正性を確保するために、必要かつ適切な内部統制システムを整備し、運用しております。

3) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものとしております。

同様の運用を執行役員も執行役員会に対して行っております。

4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、外部の指定弁護士を情報受領者とする「内部通報規程」を制定しており、その運用について漸次、定着をはかっていくものであります。

5) 監査等委員会は、当社の法令遵守体制及び内部者通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるとしております。

⑥当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) グループ会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に則り、親会社の諸規程を準用すると同時に、各社固有の業務については、新たな規程を整備する等適切に対応しており、コンプライアンスに関しても、親会社の管理体制と同様の管理運用を実施中であります。

2) 当社の監査等委員会は、連結経営の観点より、グループ全体の監査の実効性を確保するため、内部監査室との連携をとりながら、適宜、グループ各社の監査等委員会と情報及び意見の交換を行っております。

⑦監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は監査等委員会専属の使用人を配置しておらず、それに係る規程類も制定しておりませんが、監査等委員会からの要請がある場合、すべての部署の担当者が対応することとしております。

また、監査等委員会補助者が必要である場合には、直ちに専属の使用人を選任する予定であります。

その場合、監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行い、異動等については監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会にて決定することとします。

⑧取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

1) 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事項が発生、または発生する恐れがあるとき、取締役及び使用人による違法または不法な行為を発見したとき、その他重要な業務執行内容について、監査等委員会に遅滞なく報告することとしております。

また、子会社の取締役、監査等委員、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらのものに相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制も整備しております。

上記の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを、内部監査室及び監査等委員会で監視する体制としております。

さらに、監査等委員会は、いつでも必要に応じて、子会社も含めた取締役及び使用人に対して、報告を求めることができるとしております。

2) 事業部門を統括する取締役は、監査等委員会と協議のうえ、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告することとしております。

3) 監査等委員は、社内におけるあらゆる会議に参加でき、また、社内回付のすべての「協議書」「決裁書類等」を閲覧できるとしてしておりますので、主要なる業務執行内容については、報告がなされる体制ができております。

⑨監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 取締役及び使用人の監査等委員会監査に対するさらなる理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努めることとします。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に関しては、監査等委員の要請に応じて必要の都度、即時に対応することとしております。

2) 代表取締役との定期的な意見交換会の開催、内部監査室及び会計監査人との連携等により適切な意思疎通をはかり、効果的な監査業務を遂行することといたします。

⑩反社会的勢力を排除するための体制

1) 当社は、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、

日頃から外部専門機関との連携・情報交換を密にし、不当な要求に対しては、組織として法的に毅然とした対応をすることを基本方針としております。

2) 具体的体制としては、対応窓口を総務部、総務部長に集約し、代表取締役、関係取締役、内部監査室等との社内連携体制を構築しております。

また、主として総務部により、外部専門機関（顧問弁護士、所轄警察署、特防連等）との連携を密にし、情報の一元管理ならびに共有をしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社のリスク管理体制は、内部監査室による四半期毎の「モニタリング結果報告」及び期末の「内部統制・内部監査報告書」を確認し、当社グループ内において期間中の法令違反、内部通報等のコンプライアンス及びリスク関連事項がないことを確認しております。

また、当社では、大規模自然災害、新型感染症等の感染拡大等のリスクに備え、事業継続計画の一環として、「緊急対応規程」を制定しており、不測の事態が発生した場合には、必要に応じ社長を本部長とする対策本部を設置、全役職員が一丸となって危機に対応し、被害の発生を防止し、損害の拡大を最小限に留める体制をとることとしております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模な買付等がなされた場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、このような大規模な買付行為や買付提案の中には、明らかに濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主のみなさまが買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざま

な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②基本方針の実現に資する取組の概要

1) 企業価値・株主共同の利益の向上に向けた取組

当社は、創業来の歯車製造機械づくりで築いてきた精密加工技術を活かし、高精度の加工機械を電子・電機関連業界を中心としたお客様へ、ニーズに即応して提供していくことを基本方針としております。

具体的には、(i)ゆるぎない品質の精密機械で産業の発展に貢献する。(ii)すべての事業活動において、環境保全に積極的に取り組む。(iii)法令の遵守を徹底するとともに、ステークホルダーのより高い満足を得ていく。の3点を掲げ、サステナビリティの実現をはかるとともに、具体的にはSDGs基本方針に基づき、市民生活の向上とより快適な社会環境の実現により、一層の企業価値向上を目指してまいりたいと考えております。

2) コーポレート・ガバナンス強化による企業価値・株主共同の利益向上に向けた取組

当社は、株主をはじめ顧客、取引先、地域社会、従業員すべてのステークホルダーから信頼されご支持いただける企業となるため、コーポレート・ガバナンスの充実が経営の透明性、健全性の確保の観点から、極めて重要であると認識し、経営上の重要課題として位置づけて、積極的に取り組んでおります。

その一環として、2016年6月29日開催の第90回定時株主総会において監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

現在、取締役会は、取締役総数8名のうち、3名が監査等委員である取締役(全3名が独立社外取締役)という構成であり、意思決定の迅速化及び監査等委員会による監査・経営監督機能の一層の強化がはかられ、取締役会全体の実効性が高まり、併せて活性化も実現しております。

また、当社は、取締役及び執行役員等の経営幹部の選解任、報酬等の承認に係る取締役会の機能の独立性・客観性及び説明責任を強化するため、社外取締役を主要な構成員とする任意の指名・報酬諮問委員会を2018年11月に設置しておりま

す。当事業年度の指名・報酬諮問委員会は、取締役候補者の選任についての審議を1回、役員報酬等に関する審議を1回開催し、その結果を取締役に答申しております。加えて、監査等委員会と内部監査室との連携強化も、引き続き実施しております。また、企業価値の向上と持続可能な社会の実現を目指すために、2023年1月には、サステナビリティ基本方針を定めると同時にサステナビリティ委員会を組成し、月1回の頻度で、SDGs基本方針に基づいた各部門の目標達成状況を確認、フォローしております。

当社は、以上のような体制面の強化をはじめ、今後も、取締役会の監督機能を高めるべく必要な施策を適宜適切に実行していくため、毎年、役員へのアンケート調査による自己評価等の方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価も行ってまいります。

今後も、コーポレートガバナンス・コードの遵守等を通じて、コーポレート・ガバナンスの一層の充実をはかり、それを経営に活かして中長期的な企業価値向上に結実させてまいります。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組の概要

当社は基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組としての「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本プラン」といいます。)について、2020年6月26日開催の当社第94回定時株主総会において、株主のみなさまのご承認を得て継続しております。

本プランの対象となる当社株券等の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする、またはそのような目的であると合理的に疑われる当社株券等の買付行為、もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関しては、次のとおり一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設けており、大規模買付ルールによって、1)事前に大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する情報(以下、「必要情報」といいます。)を提供し、2)必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付である場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を

当社取締役会による評価・検討等のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、取締役会評価期間が経過した後にのみ、また、最長60日間の、株主のみなさまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）を設ける場合には取締役会評価期間及び株主検討期間が経過した後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始できることとなります。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、及び遵守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める検討可能な対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会是对抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役（監査等委員である取締役を含みます。）または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会是对抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

なお、本プランの有効期限は2023年6月30日までに開催予定の当社第97回定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hamai.com>) に掲載しております。

④ 具体的取組に対する当社取締役の判断及びその理由

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、株主のみなさまが判断し、あるいは取締役会が代替案を提案するために必要十分な情報や時間を確保する等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させるための取組であり、基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、1) 経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の

定める三原則を充足していること、並びに経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月11日最終改訂)の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっていること、2) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること、3) 株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること、4) 独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を重視するものであること、5) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと等の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要な課題と位置づけております。

配当につきましては、企業体質の強化及び今後の事業展開等を勘案したうえで、「業績・収益状況に対応した配当の実施」を目指しております。

内部留保金につきましては、財務体質の強化及び将来にわたる安定した株主利益の確保のため、事業の拡大、生産性向上のための投資及び厳しい経営環境に勝ち残るための新技術、新製品開発のため等に、有効活用していきたいと考えております。

なお、自己株式の取得につきましては、当社の成長、発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしております。

このような方針のもと、現状の財務状況を踏まえ、当事業年度の年間配当金につきましては、期末配当にて1株につき25円とさせていただきます。

今後とも株主のみなさまのご支援に報いるための配当等の実施を常に念頭におき、業績の進展に取り組んでまいりますので、引き続きご支援のほど、お願い申し上げます。

(注) 本事業報告中における金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(千円未満切捨表示)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	6,331,988	流 動 負 債	5,307,332
現金及び預金	1,189,325	支払手形及び買掛金	2,680,698
受取手形及び売掛金	1,732,301	短期借入金	72,000
電子記録債権	437,422	1年内返済予定の長期借入金	170,237
商品及び製品	68,526	未払法人税等	1,709
仕掛品	2,606,575	製品保証引当金	35,365
原材料	19,535	前受金	2,013,822
その他	278,301	その他	333,499
固 定 資 産	2,886,594	固 定 負 債	1,230,305
有 形 固 定 資 産	2,259,038	長期借入金	904,578
建物及び構築物	416,548	退職給付に係る負債	288,714
機械装置及び運搬具	296,408	資産除去債務	34,851
土地	1,389,338	その他	2,160
建設仮勘定	105,111		
その他	51,632	負 債 合 計	6,537,638
無 形 固 定 資 産	8,784	純 資 産 の 部	
その他	8,784	株 主 資 本	2,460,710
投資その他の資産	618,771	資本金	100,000
投資有価証券	377,759	資本剰余金	928,930
繰延税金資産	30,031	利益剰余金	1,662,549
その他	225,938	自己株式	△230,769
貸倒引当金	△14,958	その他の包括利益累計額	220,233
		その他有価証券評価差額金	200,735
		繰延ヘッジ損益	464
		為替換算調整勘定	19,033
		純 資 産 合 計	2,680,943
資 産 合 計	9,218,582	負 債 及 び 純 資 産 合 計	9,218,582

連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	100,000	928,930	1,070,207	△230,564	1,868,573
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	△49,098	-	△49,098
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	641,439	-	641,439
自己株式の取得	-	-	-	△204	△204
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	592,341	△204	592,137
当 期 末 残 高	100,000	928,930	1,662,549	△230,769	2,460,710

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	198,942	-	12,316	211,259	2,079,832
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△49,098
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	641,439
自己株式の取得	-	-	-	-	△204
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,792	464	6,717	8,974	8,974
当 期 変 動 額 合 計	1,792	464	6,717	8,974	601,111
当 期 末 残 高	200,735	464	19,033	220,233	2,680,943

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

哈邁機械商貿（上海）有限公司

ハマイエンジニアリング株式会社

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、哈邁機械商貿（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

評価方法 製品、仕掛品 個別法

商品、原材料 主として先入先出法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌連結会計年度から5年間で均等償却する方法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

但し、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。

- ③リース資産
 - 1) 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
 - 2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ④長期前払費用
定額法によっております。
- (3) 重要な繰延資産の処理方法
 - ①社債発行費
支出時に全額費用処理しております。
 - ②株式交付費
支出時に全額費用処理しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②製品保証引当金
製品の将来予想される瑕疵担保費用の支出に備えるため、過去の売上実績、保証実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。
- (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - ①退職給付に係る会計処理の方法
当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - ②重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
 - ③重要なヘッジ会計の方法
 - 1) ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。
また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。
 - 2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
金利スワップ	借入金の利息

為替予約 外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合は、その判定をもって有効性の判定に代えております。

また、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して為替の変動による影響を相殺する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、工作機械の製造、販売及び修理等のサービスの提供を行っておりません。

工作機械及び関連する部品の販売においては、契約条件に照らし合わせて顧客が製品等に対する支配を獲得したと認められる時点が契約の履行義務の充足時期であり、顧客への製品等の出荷時、据付時、貿易上の諸条件等に基づき収益を認識しております。

工作機械に関連するサービスについては、役務の提供の完了時点が履行義務の充足時期であり、当該時点において収益を認識しております。

表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めておりました「電子記録債権」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「電子記録債権」は、231,598千円であります。

会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- ・当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 30,031千円

なお、繰延税金資産134,637千円と繰延税金負債104,606千円を相殺した結果、繰延税金資産30,031千円を計上しております。

- ・識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について回収可能性を慎重に検討したうえで、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対して評価性引当額を計上しております。回収可能性の判断においては、将来の課税所得見込額を考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。

将来の課税所得見込額は、景気の動向に影響を受けやすい工作機械業界の特性などにより変動するため、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合は、回収可能額の見直しを行い繰延税金資産の修正を行うため、結果として翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	413,415千円
機械装置及び運搬具	5千円
土地	1,389,338千円
その他	47,945千円
計	1,850,704千円

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	72,000千円
1年内返済予定の長期借入金	121,429千円
長期借入金	582,141千円
計	775,570千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,647,422千円

3. 前受金のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

契約負債	2,013,787千円
------	-------------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	3,462,400	—	—	3,462,400

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	189,192	213	—	189,405

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 213株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	49,098	15.00	2022年3月31日	2022年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	81,824	25.00	2023年3月31日	2023年6月30日

4. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、現状、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入及び社債発行によっております。

デリバティブは、借入金の金利変動リスク及び為替の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。

また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されていますが、一部、先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は設備投資及び長期運転資金の調達を目的としたものであります。

変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期のものの一部は、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化をはかるために、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約と借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、経理規程にしたがい、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、一定金額以上の営業債権については、信用状況を毎月把握する体制をとっております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、外貨建の営業債権について、一部、先物為替予約を利用してヘッジしております。

なお、為替相場状況により、輸出に係る予定取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。

また、当社グループは、一部の借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券(株式)については、定期的の時価を把握し、当社グループの有価証券の減損処理ルールに則り判定し、減損等の兆候があった場合は、取締役会に報告しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引運用管理規程に則り取引を行い、定期的の有効性判定を行ったうえで、その取引実績等につき四半期ごとに、取締役会に報告しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

営業債務、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されていますが、月次で資金繰計画を作成し、手元流動性を十分確保するなどの方法により管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結貸借対照表日現在における営業債権のうち特定の大口顧客に対するものはありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金並びに短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
其他有価証券	377,759	377,759	—
資産計	377,759	377,759	—
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	1,074,815	1,074,826	10
負債計	1,074,815	1,074,826	10
デリバティブ取引	706	706	—

(注1) デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位:千円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等の うち1年超	時価
原則的処理 方法	為替予約取引 売建				
	米ドル	外貨建予定取引	11,529	—	706
	合計		11,529	—	706

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,189,325	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,732,301	—	—	—
電子記録債権	437,422	—	—	—
合計	3,359,049	—	—	—

(注3) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	72,000	—	—	—	—	—
長期借入金	170,237	177,379	173,808	173,808	150,608	228,975
合計	242,237	177,379	173,808	173,808	150,608	228,975

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	377,759	—	—	377,759
デリバティブ取引	—	706	—	706
資産計	377,759	706	—	378,465

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	1,074,826	—	1,074,826
負債計	—	1,074,826	—	1,074,826

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)

時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは工作機械の製造と販売等を行っており、顧客に提供する財又はサービスの種類は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	ラップ盤	ホブ盤	フライス盤	部品	歯車	合計
外部顧客への売上高	3,334,650	1,462,542	42,000	2,061,194	16,093	6,916,480

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 3. 会計方針に関する事項 (5) その他連結計算書類作成のための重要な事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	1,378,485
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	2,169,724
契約負債 (期首残高)	904,296
契約負債 (期末残高)	2,013,787

契約負債は、主に、工作機械の支払条件に基づき顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、622,609千円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が1,109,490千円増加した主な理由は、工作機械の受注残高の増加に伴う前受金の増加によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

当連結会計年度末において未充足の履行義務は4,282,846千円であります。当該履行義務は、工作機械の製造及び販売に関するものであり、期末日後1年以内に約75%、残り約25%がその後2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	819円11銭
1 株当たり当期純利益	195円97銭

そ の 他 の 注 記

(財務制限条項に関する注記)

当社は、2022年9月27日付で、株式会社みずほ銀行をエージェントとして、「コミットメントライン契約」を締結しております。

この契約には下記の財務制限条項が付されております。

1. 2023年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上に維持すること。
2. 2023年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上に維持すること。
3. 2023年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2024年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。
4. 2023年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2024年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

なお、当連結会計年度において上記財務制限条項に抵触していません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(千円未満切捨表示)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流動資産	6,173,602	流動負債	5,307,855
現金及び預金	1,058,658	支払手形	2,068,676
受取手形	94,755	買掛金	603,374
電子記録債権	437,422	短期借入金	72,000
売掛金	1,632,536	1年内返済予定の長期借入金	170,237
商品及び製品	64,143	未払金	151,020
仕掛品	2,606,575	未払費用	166,845
原材料	19,535	未払法人税等	1,625
前払費用	15,353	前受金	2,013,631
その他	244,621	預り金	6,328
固定資産	2,933,367	製品保証引当金	35,365
有形固定資産	2,255,247	その他	18,749
建物	413,415	固定負債	1,199,693
構築物	3,133	長期借入金	904,578
機械及び装置	292,726	退職給付引当金	258,102
車両運搬具	0	資産除去債務	34,851
工具、器具及び備品	51,522	その他	2,160
土地	1,389,338	負債合計	6,507,549
建設仮勘定	105,111	純資産の部	
無形固定資産	8,784	株主資本	2,398,220
その他	8,784	資本金	100,000
投資その他の資産	669,336	資本剰余金	926,294
投資有価証券	377,759	資本準備金	163,000
関係会社株式	10,000	その他資本剰余金	763,294
関係会社出資金	40,564	利益剰余金	1,602,695
繰延税金資産	30,031	利益準備金	61,807
その他	225,938	その他利益剰余金	1,540,887
貸倒引当金	△14,958	繰越利益剰余金	1,540,887
		自己株式	△230,769
		評価・換算差額等	201,199
		その他有価証券評価差額金	200,735
		繰延ヘッジ損益	464
資産合計	9,106,969	純資産合計	2,599,420
		負債及び純資産合計	9,106,969

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 準 備 金	そ の 他 資本剰余金	資 剰 余 金 計	利 準 備 金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利 剰 余 金 計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	100,000	163,000	763,294	926,294	61,807	925,963	987,771
当 期 変 動 額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△49,098	△49,098
当期純利益	—	—	—	—	—	664,022	664,022
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	614,923	614,923
当 期 末 残 高	100,000	163,000	763,294	926,294	61,807	1,540,887	1,602,695

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 計 合
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	△230,564	1,783,501	198,942	—	198,942	1,982,444
当 期 変 動 額						
剰余金の配当	—	△49,098	—	—	—	△49,098
当期純利益	—	664,022	—	—	—	664,022
自己株式の取得	△204	△204	—	—	—	△204
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	1,792	464	2,257	2,257
当期変動額合計	△204	614,719	1,792	464	2,257	616,976
当 期 末 残 高	△230,769	2,398,220	200,735	464	201,199	2,599,420

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

評価方法 製品、仕掛品 個別法

商品、原材料 先入先出法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

但し、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(2～5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品の将来予想される瑕疵担保費用の支出に備えるため、過去の売上実績、保証実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、

計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

① 社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

② 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(3) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を採用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

金利スワップ

為替予約

(ヘッジ対象)

借入金の利息

外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして判定しております。

なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしている場合は、その判定をもって有効性の判定に代えております。

また、為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、継続して為替の変動による影響を相殺する効果が見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、工作機械の製造、販売及び修理等のサービスの提供を行っております。

工作機械及び関連する部品の販売においては、契約条件に照らし合わせて顧客が製品等に対する支配を獲得したと認められる時点が契約の履行義務の充足時期であり、顧客への製品等の出荷時、据付時、貿易上の諸条件等に基づき収益を認識しております。

工作機械に関連するサービスについては、役務の提供の完了時点が履行義務の充足時期であり、当該時点において収益を認識しております。

表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」については、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「電子記録債権」は231,598千円であります。

会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- ・当事業年度の計算書類に計上した金額 30,031千円

なお、繰延税金資産134,637千円と繰延税金負債104,606千円を相殺した結果、繰延税金資産30,031千円を計上しております。

- ・識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性に関する注記については、「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

(1) 担保に供している資産

建物	413,415千円
機械及び装置	5千円
土地	1,389,338千円
その他	47,945千円
計	1,850,704千円

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	72,000千円
1年内返済予定の長期借入金	121,429千円
長期借入金	582,141千円
計	775,570千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 3,641,386千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	2,727千円
短期金銭債務	31,553千円

4. 前受金のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

契約負債	2,013,596千円
------	-------------

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	22,797千円
販売費及び一般管理費	96,336千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	189,192	213	—	189,405

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	213株
-----------------	------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

棚卸評価損	107,401千円
未払賞与	34,894千円
製品保証引当金	12,116千円
退職給付引当金	88,426千円
減損損失	306,601千円
税務上の繰越欠損金	56,751千円
その他	32,834千円
繰延税金資産小計	639,024千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△504,386千円
評価性引当額小計	△504,386千円
繰延税金資産合計	134,637千円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	800千円
其他有価証券評価差額金	103,563千円
その他	241千円
繰延税金負債合計	104,606千円
繰延税金資産純額	30,031千円

関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	794円20銭
1 株当たり当期純利益	202円87銭

そ の 他 の 注 記

(財務制限条項に関する注記)

当社は、2022年9月27日付で、株式会社みずほ銀行をエージェントとして、「コミットメントライン契約」を締結しております。

この契約には下記の財務制限条項が付されております。

1. 2023年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における連結の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上に維持すること。
2. 2023年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を直前の決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の70%以上に維持すること。
3. 2023年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2024年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。
4. 2023年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が2期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2024年3月決算期およびその直前の期の決算を対象として行われる。

なお、当事業年度において上記財務制限条項に抵触しておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

浜井産業株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 渡邊 考 志
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 井口 智 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、浜井産業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、浜井産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容及び連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

浜井産業株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 渡邊 考 志
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 井口 智 弘

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、浜井産業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況に関し定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、八重洲監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

浜井産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 森田 淳一郎 ㊟
監査等委員 政木 道夫 ㊟
監査等委員 青木 眞徳 ㊟

(注) 監査等委員森田淳一郎、政木道夫及び青木眞徳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	むとうこうめい 武藤公明 (1970年7月29日生)	2004年2月 株式会社UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2006年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）国際業務部調査役 2006年4月 同行退社 2006年5月 当社入社内部監査室部長 2006年6月 当社取締役社長付部長 2009年6月 当社常務取締役営業・企画担当 2010年6月 当社専務取締役 2011年4月 当社代表取締役社長 2013年6月 当社代表取締役社長兼営業本部長 2014年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	100,860株
2	やまはたきよし 山畑喜義 (1955年11月16日生)	1978年4月 株式会社富士銀行入行 2002年7月 株式会社みずほ銀行審査第二部審査役 2005年5月 当社経理部長 2005年6月 当社取締役経理部長 2006年5月 当社常務取締役経理部長 2007年3月 株式会社みずほ銀行退社 2012年4月 当社常務取締役管理担当兼経理部長 2013年6月 当社取締役管理担当兼経理部長 2015年6月 当社常務取締役管理担当兼経理部長 現在に至る	1,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
3	おのづか たかし 小野塚 隆 (1959年2月12日生)	1980年4月 当社入社 2009年4月 当社技術部長 2013年6月 当社執行役員技術部長 2015年6月 当社上席執行役員技術部長 2016年7月 当社上席執行役員技術本部長 2018年6月 当社取締役技術本部長 2020年6月 当社取締役足利工場長兼技術本部長 現在に至る	100株
4	かしわ せ たか し 柏瀬 高志 (1959年5月14日生)	1982年4月 当社入社 2007年4月 当社東京営業部長 2013年6月 当社執行役員営業副本部長 2014年6月 当社上席執行役員営業本部長 2018年6月 当社取締役営業本部長 現在に至る	400株
5	せき や たか し 関谷 高志 (1963年12月4日生)	1984年4月 当社入社 2012年4月 当社生産管理部長 2015年6月 当社執行役員生産管理部長 2016年7月 当社執行役員生産本部長 2018年6月 当社上席執行役員生産本部長 2020年6月 当社上席執行役員足利工場副工場長兼 生産本部長 2022年6月 当社取締役生産本部長 現在に至る	600株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用等につき、総額100百万円までの限度で損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 取締役の選任に関する監査等委員会の意見の概要は以下のとおりであります。
監査等委員である社外取締役全員が出席する指名・報酬諮問委員会において、各候補者の資質や業務状況、取締役会の監督機能の実効性及び企業価値の向上等の観点から検討を行いました。監査等委員会は、この指名・報酬諮問委員会での審議が適切になされており、かつ、各候補者については、高い経営手腕を発揮し、当社の業績向上に大きく貢献していることから、各候補者を取締役に選任することが適切と判断しました。

第2号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、当初2008年1月28日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2020年6月26日開催の当社第94回定時株主総会において株主のみなさまのご承認をいただき継続（以下、「現プラン」といいます。）しておりますが、その有効期限は、本株主総会終結の時までとなっております。当社では、継続の是非も含めその在り方について検討した結果、2023年5月15日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主のみなさまのご承認を条件に、現プランの一部変更を行った上で、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）することを、監査等委員である取締役3名（当該3名はいずれも独立社外取締役）を含む取締役全員の一致により決定しましたのでお諮りするものであります。

本プランへの継続にあたり、本プランの対象となる当社株券等の買付の範囲の見直し、意向表明書及び必要情報の記載内容の追加、取締役会評価期間の延長に関する規律の導入、新株予約権の行使が認められない者に対する新株予約権の取得の対価として金銭の交付を想定していない旨の明確化を行ったほか、一部語句の修正・整理等を行っておりますが、基本的なスキームに変更はございません。

1. 承認の対象となる本プランの内容

1. 本プランの目的

本プランは、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組として現プランの一部変更を行った上で、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を継続するものです。

当社取締役会は、当社株券等に対して大規模な買付行為が行われた場合に、株主のみなさまがこれに応じるべきか否かについて適切な判断をするために必要な情報や時間が確保され、当社取締役会と買付者等との間の交渉等が一定の合理的なルールにしたがって行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模な買付行為が行われる場合における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を

設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本株主総会における株主のみなさまのご承認を条件に、本プランとして継続することといたしました。

本プランの概要につきましては、別紙1をご参照ください。

2. 本プランの対象となる当社株券等の買付

本プランの対象となる当社株券等の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする、もしくはそのような目的であると合理的に疑われる当社株券等(注3)の買付その他の取得行為、または、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付その他の取得行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また、市場取引、公開買付等の具体的な方法の如何を問いません。以下、かかる行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者を「大規模買付者」といいます。)とします。

注1：特定株主グループとは、

(i) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者及び企業価値・株主共同の利益の確保の観点から実質的に共同保有者と同視し得ると合理的に判断できる当社の株券等の保有者(*1)をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。別段の定めがない限り、以下同じとします。)または、

(ii) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付等(同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者及び企業価値・株主共同の利益の確保の観点から実質的に特別関係者と同視し得ると合理的に判断できる当社の株券等の保有者(*2)をいいます。以下同じとします。)を意味します。以下同じとします。

*1：企業価値・株主共同の利益の確保の観点から実質的に共同保有者と同視し得ると合理的に判断できる当社の株券等の保有者とは、株券等の買付または取得行為の実施の有無にかかわらず、特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者及びその共同保有者に限ります。以下本*1において同じとします。)との間で当該特定株主グループの共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者及び同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者をいいます。)に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループとその者との間で一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係が樹立するあらゆる行為をする者をいいます。

「当該特定株主グループとその者との間で一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及びその者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

本*1に定める行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重して合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本*1所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

*2：企業価値・株主共同の利益の確保の観点から実質的に特別関係者と同視し得ると合理的に判断できる当社の株券等の保有者とは、株券等の買付または取得行為の実施の有無にかかわらず、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者に限ります。以下本*2において同じとします。）との間で当該特定株主グループの共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者及び同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者をいいます。）に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループとその者との間で一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為をする者をいいます。

「当該特定株主グループとその者との間で一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及びその者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

本*2に定める行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重して合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本*2所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、

(ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。各議決権割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。以下同じとします。

注3：株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。以下同じとします。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣

意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役（監査等委員である取締役を含みます。）または社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。本プランへの継続時に就任予定の独立委員会委員候補の氏名・略歴は別紙3に記載のとおりです。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ①大規模買付者の氏名または名称及び住所または所在地
- ②大規模買付者の設立準拠法
- ③大規模買付者の代表者の役職及び氏名
- ④大規模買付者の国内連絡先

- ⑤大規模買付者の会社等の目的及び事業の内容
- ⑥大規模買付者の直接・間接の大株主または大口出資者（持株割合または出資割合上位10名）及び実質株主（出資者）の概要
- ⑦大規模買付者が現に保有する当社株券等の数及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株券等の取引状況
- ⑧大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社株券等の種類及び数、ならびに大規模買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（注）その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）
- ⑨本プランに定められた大規模買付ルールにしたがう旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

注：重要提案行為等とは、

金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。

(2) 大規模買付者からの必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)①～⑨までのすべてが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対し、大規模買付行為に対する株主及び投資家のみなさまのご判断ならびに当社取締役会及び独立委員会の評価・検討のために必要な大規模買付者及び大規模買付行為に関する情報（以下、「必要情報」といいます。）について記載した書面（以下、「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストの記載にしたがい、必要情報を日本語で記載した書面を当社取締役会に提出していただきます。

必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主のみなさまの判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者及び特定株主グループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、住所、事業内容、国内連絡先、経歴または沿革、資本構成、財務内容、役員の名及び略歴、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。

- 特定株主グループに含まれる者が自然人である場合は、主たる職歴（勤務または職務に従事した法人またはその他の団体の主たる業務及び住所、各職務の始期及び終期を含みます。）、年齢及び国籍を含みます。）
- ②特定株主グループに含まれる者それぞれが保有する当社のすべての株券等、過去180日間において特定株主グループに含まれる者それぞれが行った当社株券等に係るすべての取引（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含みます。）、及び当社株券等に関してそれぞれが締結したすべての契約、取決め及び合意（口頭によるものを含み、または履行可能性の有無を問いません。）の内容
 - ③大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
 - ④当社株券等を取得した後、第三者に譲渡すること等を目的とする場合は、当該第三者の概要（上記①に準じた内容）及び特定株主グループとの関係、ならびに当該第三者が当社株券等を譲り受ける目的及び譲受け後における下記⑦及び⑧に相当する事項
 - ⑤大規模買付行為の買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含みます。）
 - ⑥大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
 - ⑦大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループ会社の役員構成（候補者の氏名及び略歴、就任に関する候補者の内諾の有無、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
 - ⑧大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員、地域関係者等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容
 - ⑨大規模買付行為完了後の当社グループ会社の事業運営等において必要な許認可の維持の可能性及び各種法令等の規制遵守の可能性
 - ⑩大規模買付行為に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他

の法令等に基づく承認または許認可等の取得の可能性

①反社会的組織ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連性が存在する場合にはその内容

②大規模買付行為のために投下した資本の回収方針

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用をはかる観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

なお、上記に基づき、当初提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上で、必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めています。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するために必要十分な必要情報のすべてが大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該必要情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める必要情報がすべて揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を終了し、後記(3)の当社取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された必要情報は、独立委員会に提出するとともに株主のみなさまのご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

(3) 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株券等のすべての買付である場合は最長60日間、それ以外の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバ

イザ一、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主のみなさまへ代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が、取締役会評価期間内に対抗措置をとるか否かの勧告を行うに至らないこと等の理由により、取締役会評価期間が満了する時点においても、当社取締役会が、大規模買付行為の内容についての最終的な意見形成等(対抗措置をとるか否かの決議も含まれます。)に至らない場合には、当社取締役会は、独立委員会への諮問を行い、独立委員会は、当社取締役会に対し取締役会評価期間を最大30日間延長することを勧告できるものとし、当社取締役会は、原則としてその勧告に従うものとします。独立委員会への当該諮問を行った場合は諮問した旨を、当該期間の延長の決定が行われた場合には具体的な延長期間及び延長の理由を大規模買付者に対して通知した旨を、当該時点において適時・適切に公表いたします。

5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主のみなさまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主のみなさまにおいて、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになりま

す。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑨のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- ①真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買収を行っているとは判断される場合
- ③当社の経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買収を行っているとは判断される場合
- ④当社の経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買収を行っているとは判断される場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主にとって不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株券等の買付を行うことをいいます。）など、株主のみなさまのご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主のみなさまに当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- ⑥大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合

- ⑦大規模買付者による買付後の当社の経営方針等が不十分または不適當であるため、当社または当社グループ会社の事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- ⑧大規模買付者による当社の支配権獲得により、当社はもとより、当社グループ会社の持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域関係者その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑨大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合

(3) 取締役会の決議及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的な対抗措置の一つとして、例えば新株予約権無償割当を行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがあります。また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主のみなさまに本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案、独立委員会からの勧告の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主のみなさまに対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を

開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。したがって、当該株主総会对抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会是对抗措置を発動いたしません。

当該株主総会終結の時をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記4. (1)「大規模買付者による意向表明書の当社への事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了までを、また、株主検討期間を設ける場合には意向表明書が当社取締役会に提出された日から株主検討期間終了まで（ただし、本プランによる対抗措置を発動することの可否に関する株主のみなさまの意思を確認する株主総会を開催し、当該株主総会において対抗措置を発動することを内容とする議案が可決された場合には、当該株主総会の終結後開催される対抗措置を発動するために必要となる決議を行うための当社取締役会の終結の時までとします。）を、それぞれ大規模買付行為待機期間とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

したがって、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会または株主総会において、具体的な対抗措置を講じることを決議した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でない当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うものとします。

例えば、対抗措置として新株予約権無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、または無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でない当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当の中止、または新株予約権無償割当後においては、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取

得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主のみなさまの新株予約権は消滅します。）の方法により対抗措置の発動の停止を行うものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

6. 本プランが株主のみなさまに与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主のみなさまに与える影響等

大規模買付ルールは、株主のみなさまが大規模買付行為に応じるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主のみなさまが代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより株主のみなさまは、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主のみなさまが適切な判断を行う上での前提となるものであり、株主のみなさまの利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主のみなさまにおかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主のみなさまに与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主のみなさま（大規模買付者を含む特定株主グループを除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを選定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権無償割当を実施する場合には、株主のみなさまは引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また、当社

が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。ただし、この場合、当社は、新株予約権の割当を受ける株主のみなさまに対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあり、当該書面をご提出いただけない株主のみなさま（当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限りです。）に関しましては、他の株主のみなさまが当該新株予約権無償割当を受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当該新株予約権無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主または投資家のみなさまは、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者を含む特定株主グループについては、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、または、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が本プランに定める大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。

7. 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、本株主総会での決議をもって同日より発効することとし、有効期限は2026年6月30日までに開催予定の当社第100回定時株主総会終結の時までとします。

ただし、本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株

主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに公表いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主のみなさまに不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

Ⅱ. 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日最終改訂）の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記Ⅰ. 1. 「本プランの目的」に記載のとおり、当社株券等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主

のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

3. 株主意思を反映するものであること

本プランの継続については、本株主総会における株主のみなさまのご承認を条件としており、本株主総会において本プランに関する株主のみなさまの意思を問う予定であり、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主のみなさまのご意向が反映されます。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅰ. 5. 「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

5. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅰ. 7. 「本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止」に記載したとおり、本プランは、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の任期を1年と定めており、監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

以上

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）または社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとする。
- ・ 独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員候補の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、引き続き以下の3名を予定しております。

大 水 孝 幸 (おおみず たかゆき)

略 歴 1949年4月生まれ
1968年4月 札幌国税局採用
1969年5月 鶴見税務署所得税課
1981年7月 東京国税局査察部
2008年7月 板橋税務署特別国税調査官
2009年7月 板橋税務署退職
2009年8月 大水孝幸税理士事務所所長
現在に至る

森 田 淳一郎 (もりた じゅんいちろう)

略 歴 1955年6月生まれ
1979年4月 安田生命保険相互会社 (現 明治安田生命保険相互会社) 入社
2010年4月 明治安田損害保険株式会社アンダーライティング部長
2014年4月 同社取締役アンダーライティング部長
2016年6月 当社取締役 (監査等委員) 就任
現在に至る

青 木 眞 徳 (あおき まさのり)

略 歴 1946年5月生まれ
1969年4月 東京芝浦電気株式会社 (現 株式会社東芝) 入社
2001年4月 富士機械製造株式会社 (現 株式会社FUJ I) 入社
2002年6月 同社取締役執行役員
2004年6月 同社取締役常務執行役員
2009年6月 同社取締役専務執行役員
2010年6月 同社取締役副社長執行役員

2011年5月	株式会社アドテック富士代表取締役社長
2015年6月	同社取締役会長
2015年6月	サンワテクノス株式会社取締役
2016年5月	株式会社アドテック富士会長
2018年6月	当社取締役（監査等委員）就任 現在に至る

上記、各独立委員と当社の間には特別の利害関係はありません。

なお、社外取締役 森田 淳一郎氏、青木 眞徳氏は、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。

以 上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社

取締役会が同意した者を除く。)は、新株予約権を行使できないものとする。なお、詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

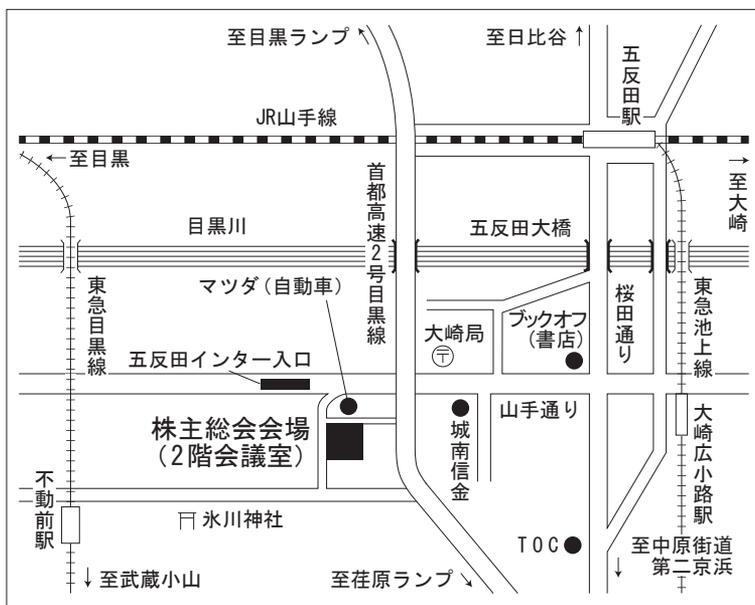
7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権無償割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。ただし、当社は、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することを想定していない。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都品川区西五反田五丁目 5 番15号
当社本店 2 階会議室
電話 (03)3491-0131 (代表)



- 五反田駅<JR山手線・都営浅草線>より徒歩にて約10分です。
- 大崎広小路駅<東急池上線>より徒歩にて約7分です。
- 不動前駅<東急目黒線>より徒歩にて約5分です。